

Title	ろう児の教育：言語政策の視点から
Sub Title	
Author	古石, 篤子(Koishi, Atsuko)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	2008-02
Jtitle	リサーチメモ. 混乱・模索するろう教育の現場：教育政策・言語政策のはざままで ,p.61- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0302-0000-0593-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ろう児の教育：言語政策の視点から¹

古石 篤子(慶應義塾大学) akak@sfc.keio.ac.jp

目次

1. はじめに
2. Haugen の枠組みにおける問題の位置づけ
3. 「選択」の問題とダイグロシア的状況：音声言語優越主義
 3. 1. 「ダイグロシア」と言語間の序列
 3. 2. 音声言語優越主義と「オーディズム」
 3. 3. 序列発生のメカニズム
4. おわりに

1. はじめに

わが国におけるろう児は母語を十全にもてない危険性や、教育を十分に受けられない危険性を背負っている。この問題については古石(2004a, 2004b)で言語権の角度から詳しく論じたのでここでは取り上げないが、このような状況の改善をはかるための方策のひとつが日本手話と書記日本語によるバイリンガル教育の提案である。しかし北欧などで二十年ほど前から行われているこの教育方法²も、日本では受け入れに大きな困難があるように見える。なぜか。そこには単純には理解できない複雑ないくつもの問題が重層的に絡み合っているように思える。

そこで本論では Haugen(1983)の言語計画の枠組みと、Ferguson(1959)のダイグロシア(二言語変種使い分け)の概念を援用しつつ、ろう児の教育にからむ構造的な問題の糸を解きほぐしてみたい。そのことによって現在の問題の所在を明らかにし、今後の方向性も提示することができるからである。

なお、本稿における「ろう児」とは年少の「ろう者」をさすものとする。また「ろう者」とは、一般に聴覚に障害のある人(聴覚障害者)のなかで、1)生まれつきほとんど聞こえない人、2)言語獲得以前にほとんど聞こえなくなった人のことを指すものとする。つまり聴力を第一言語(L1)獲得との関連で位置付けることが、ろう児の教育を考えるときに極めて重要になってくると考えるからである³。その他、「日本手話」「日本語対应手話」

¹ 本稿は2005年6月26日開催日本言語政策学会における佐々木倫子氏との共同発表「ろう児の教育と言語政策の課題」での古石担当部分を基に執筆したものである。

² 人工内耳の普及により北欧でもバイリンガル教育実施に「揺らぎ」が生じていると側聞するが、その問題はまた別の角度から論じなければならない。

³ 「聴力損失の程度によって厳密に『難聴』と『ろう』の区別がなされていた訳ではない。日常生活の中で、聴覚からの入力によって自然に音声言語を習得できる、あるいはその可能性があるものを、(マニラろう学校では)大まかに難聴と判断していた。Heiling(1994)はこれを『機能的な(functional)区別』と言っている。『機能的(実際の生活場面で利用可能な状態にある)』

等の基本的な用語の定義については、本報告書の「はじめに」(p. 4)を参照されたい。また、ろう児が知覚上の不全感なく獲得し使用できる言語は手話であり、日本ではそれは日本手話であるということと、ろう者の手話(日本手話やアメリカ手話[ASL]等)は音声日本語と同様に、十全な体系を整えた自然言語であるということも最初に確認しておきたい。

2. Haugen の枠組みにおける問題の位置づけ

Haugen (1983) による言語計画の出発点となる枠組みは次の通りである。

表 1

	形式 (政策)	機能 (言語整備)
社会 (地位計画)	1. 選択 (決定過程) a. 問題の所在 b. 規範の位置づけ	3. 実施 (教育的普及) a. 訂正過程 b. 評価
言語 (本体計画)	2. コード化 (標準化過程) a. 書記化 b. 文法化 c. 語彙化	4. 精密化 (機能的発展) a. 語彙のアップデート b. 文体的発展

Haugen (1983, p. 275) (日本語訳は筆者)

Haugen (1983, pp. 270-271) は、「言語問題」のほとんどは複数の相容れない (conflicting) 言語規範の存在から生じ、そのときにそれぞれの規範の位置づけ (allocation of norms) が必要になると言う。つまり領域「1. 選択」は、どの言語、どの規範を選ぶかということに関わり、選択した言語形態 (linguistic form⁴) に対して、ある社会における特定の地位を与えるということである。Haugen はイスラエルでのヘブライ語の選択や、アタチュルク時代のトルコでのアラビア文字に代わるローマ文字の採用などを例としてあげている。

さて、クルマス (1987, p. 38) は「最も難しいのは標準モデルの決定である」と言っているが、日本におけるろう児の言語問題、教育問題を考える場合にも、問題は多岐にわたるが、実はこの「選択」の領域が最も大きなネックになっているように思える。例えば、「日本手話」を教育媒介言語にしてほしいという主張が提出されても、聴覚障害者のなかにそれに賛意を表さない人々もいて問題は単純ではない。そこには神田 (1996) が「複合言語状態」と呼ぶ、聴覚障害者が生きている複雑な言語状況が反映されており、どの言語を「選択」するかに関して深刻なコンフリクトが認められると考えられる。

ということばは『スウェーデン・モデル』を読み解く重要なキーワードである。」(鳥越 2003, p. 19)

⁴ その言語の一部、あるいはその言語全体。

日本語と日本手話とその混合言語 (PSJ⁵) が存在し、聴覚障害者は失聴時期、育った環境、教育歴、思想、信条などにより、いずれかの変種を習得している、という複合言語状態であるというのがノーマルな状況である。(神田 p. 39)

これについては本論の中心であるので、次の章で詳しく考察する。

もちろんその他の3領域(「2. コード化」、「3. 実施」、「4. 精密化」)も、ろう児の教育を考えるとときにはそれぞれに重要であるが、本論のテーマから外れるのでここでは各領域の問題点を以下に簡単に指摘するに止め、それぞれの掘り下げは今後の課題としたい。

まず「2. コード化(標準化過程)」であるが、ここには表に見るように「書記化、文法化、語彙化」が入る。つまり、これは選択した「言語」の正書法・文法・語彙の整備を行い、ひとつの独立した言語として認知されるようにする作業である。日本手話の場合には書記体はないが、しかし手話には書記体は無いとアプリアリに決め付けることもできない。理論的には書記体はありうるからである⁶。その他、文法や語彙の整備と統一が重要な課題となる。

次に「3. 実施(教育的普及)」であるが、ここでは政府、学校、メディア、作家などを通じて、選択された言語規範が実際に流布してゆくことが課題となる。この実践領域に規範の訂正や評価も含まれる。そしてこの2と3の2つの領域は車の両輪のように強く結びついて進行すると考えられる。例えば、選ばれた言語規範を実際の教育の場で使おうとすれば、当然にも正書法・文法・語彙の整備と統一が喫緊の課題となってくるし、教育が広い範囲を対象に行われれば行われるほどその必要性は大きくなることは想像に難くない。ろう児の教育に日本手話が教育媒介言語として選択されたとしても、これまでその言語が教育現場で使用されたことがないとすれば、それを実際の教室で使っていくに当たっての語彙の整備や文法の統一など道は平坦ではない。栗原(1996)ではこのことについて次のように述べられている。

手話は、表意記号であり、同時性があり、代理詞というような視覚言語がもつ特性がある。また、音声言語と同様に造語力があるので、これらの特性を十分にいかしながら、授業で使用する日本語を置き換えることができる手話表現を開発し、整理していかねばならない。(栗原 p. 166)

⁵ 「PSJ」について神田(同上 p. 35)は「アメリカでは手話と英語のピジンをもつ PSE (Pidgin Sign English) と呼ぶので、本書ではそれにならい、PSJ と呼ぶ」と説明している。つまり Pidgin Sign Japanese の略である。

⁶ 聴覚言語に書記体があるなら視覚言語にも書記体はありうる。カナダのトロント郊外ミルトンにある Ernest C. Drury School for Deaf の ASL-phabet などが例に挙げられる。(中島和子氏から教示)

最後に「4. 精密化（機能的発展）」の領域には、語彙の精密化やアップデート、そして文体的な発展が含まれる。言語をより豊かにしてゆくことに関わる分野である。

3. 「選択」の問題とダイグロシア的状况：音声言語優越主義

この節では、ろう児の教育を考える際の教育媒介言語の選択をめぐる論議に絞って考察する。前節でも述べたように、これはHaugenの言語計画の領域1に当たるが、この論議を通じて浮き彫りにされるものは、ろう者の手話である日本手話に対するろう者を含めた聴覚障害者自身による低い評価である。ここには「オーディズム (audism)」とも呼ばれる音声言語優越主義が強く反映されている。

3. 1. 「ダイグロシア」と言語間の序列

2でも述べたように、神田(1996)は聴覚障害者にとっては「複合言語状態」が常態であると述べている。「混合言語 (PSJ)」という用語については、「手話単語を日本語順に並べる、手話と日本語の混合言語」(p. 34)と定義しており、本論集で使用している「日本語対应手話」に相当すると考えられるので、以下引用部分を除いて「日本語対应手話」とする⁷。付言すれば、この「混合言語 (PSJ)」について神田(同上)は、「ピジン手話という表現は手話の一種であるような誤解を受けるが、PSJは無理に分類すれば日本語の変種であると認識したい」(p. 35)とも述べている。

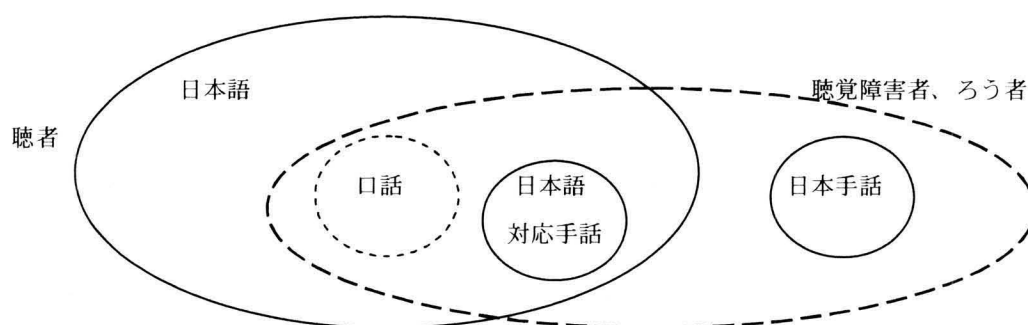
この聴覚障害者における「複合言語状態」を聴者の音声日本語と関連付けて簡略に図示したものが図1である。日本語対应手話は言語の構造としては日本語であるので日本語に分類した。また、聴覚障害者のなかにも音声を使ってコミュニケーションをとる人々もいて「口話法」と呼ばれるが、それは当然のことながら日本語に分類した。

さて言語使用に関してであるが、ろう者も含めた聴覚障害者は「失聴時期、育った環境、教育歴、思想、信条などにより、いずれかの変種を習得している」(神田、同上 p. 39)うえに、ひとり人間も時と場合や相手によってもこれらを使い分けることがあるという⁸。またその言語使用がアイデンティティの問題とも深く絡み合っているため、極めて複雑な様相を呈しているといえる。つまりここからわかるのは聴覚障害者の間に複数言語が存在するだけでなく(言語多元状態)、個人個人も「多言語使用者」(言語多重状態)であるということである。

⁷ その際に気をつけたいのは、「日本語対应手話」というのはひとつの理念型のようなもので、輪郭の明確なひとつの言語が存在するわけではなく、「混合言語」という表現が表すように時と場合によって変わる言語の使用形態であることを押さえておきたい。しかし以下便宜のため「言語」として扱うこともある。

⁸ 木村(2007b)は次のように書いている。「私自身、19歳で上京したときから、手話のわかる(程度は問わない)聴者には声を付けた日本語対应手話、すなわちシムコムを、ろう者には日本手話と、自然に何の疑問も持たずにコードスイッチングをしていた。」(p. 97)このろう者の「コードスイッチング」という現象についてもより深い研究が必要とされる。

図1 聴覚障害者の「複合言語状態」のイメージ図 (古石作成)



しかしここで注目しなければならないのは、それらの複数「言語」が平等に認識されているのではなく、「言語」の間に序列があることである。Ferguson (1959) は「同一言語社会の中で同一言語の二つの変種がならび行われ、それぞれの用いられる場合が社会的にはっきり分化している状態」(大塚・中島[監修]1982, p. 326) を「ダイグロシア(二言語変種使い分け)」と命名し、その「二つの変種は社会的威信の高い変種 H (high) と威信の低い L (low) に呼び分けられる」(同上)としているが、聴覚障害者の「複合言語状態」にはこのダイグロシア状態を想起させるものがある。Ferguson (1959) は H と L について機能 (Function)、威信 (Prestige)、文学的遺産 (Literary heritage)、言語獲得 (Acquisition)、標準化 (Standardization)、安定性 (Stability)、文法 (Grammar)、語彙 (Lexicon)、音韻 (Phonology) などの角度から考察を加えているのだが、例えば「機能」という点では、政治的発言、大学の講義、新聞・ニュース放送などのフォーマルな状況では H が使われ、家庭や友人との間などのようにくだけて親密な状況では L が使用されると言う。「威信」の角度から見ると、「L は存在しないかのようだ。また、H のほうがより美しく、論理的で、重要な概念を表現できると考えられている⁹⁾」(同上 p. 69) とし、「言語獲得」の面からは「L はふつうの母語の自然習得、H は教育による」(同上 p. 70) とされる。また H の文法研究は発達するが、L の「記述的・規範的研究は存在しないか、存在しても最近のものであり量も少ない」(同上 p. 71)。また H と L の間には大きな文法的差異があること等々も特徴として挙げられている(同上 pp. 72-73)。

これらを頭に置いて聴覚障害者の「複合言語状態」を見ると、まさにこれと類似した現象が見られるのである。その場合、H (high variety: 社会的威信の高い変種) は日本語対应手話で、L (low variety: 社会的威信の低い変種) は日本手話なのであり¹⁰⁾、ろう者を含む聴覚障害者自身の多くの証言がそのことを示している。(下線は本稿筆者による。)

⁹⁾ Ferguson (同上 p. 69) は付け加えて、「H をうまく使いこなせない人ほどそう信じる度合いが強い」と述べている。

¹⁰⁾ もちろん「日本語対应手話」と「日本手話」は「同一言語の二つの変種」ではない。しかし「ダイグロシア」という概念はより広く解釈されて利用されている。(cf. Fishman 1967)

- ・「当時の私はなぜシムコム（日本語対应手話）を使ったのか。それはシムコムを使っている方が、スマートで知的に見えたからである。両親や両親のところに遊びにやってくるろう者が使うような手話は、教養に欠けた人々が使うものであって、日本語ができて、教養のあるろう者はシムコムで話すべきだと思い込んでいた。また、そういう時代が到来すると信じてもいた。」（木村 2007b, p. 98）
- ・「日本語対应手話通訳（？）¹¹、手話学習者（日本語対应手話）が見ている限りは日本語対应手話を上手に使っているろう者、手話通訳者は『頭の切れる人』『運動ができる人』だと思っている人が非常に多いのです。逆に私たちみたいなネイティブな手話を使っているろう者、通訳者などは『できない人』『能力ない』と見てしまっているのが現状です。」（同上 p. 101 木村がろう者からもらったメール）

神田（前掲書 p. 35）はこういった関係を標準語と方言の関係になぞらえて次のように述べている。「PSJ とろう者の手話の関係は、日本語共通語教育における標準語（共通語）と方言の関係と同じである。正しく美しいのは標準語（PSJ）であり、方言（ろう手話）は汚くみっともないもので晴れやかな場所で使うものではない。」標準語と方言の関係というのは、まさに Ferguson のいう「同一言語の二つの変種」の間の関係であることから、日本語対应手話と日本手話との関係が極めてダイグロシア的であることが裏打ちされる。

またもうひとつ興味深いことは、このようなろう者の手話と音声言語対应手話の関係の認識の仕方は、わが国に特異なものではないということである。例えばスウェーデンでも全く同じような声を聞いた。

70 年代にはまだスウェーデン語対应手話のほうがより知的に見えると考えられていた。（2005 年 3 月 I. Ahlgren 教授談）

また、口話に対してもろう者の手話を劣るものとしてとらえているという証言もある。

ろうの口話者でパワーのある人たちはスウェーデン手話を低いステータスのものと見ていた。（2005 年 3 月 スウェーデンろう連盟会長 Lars-Åke Wikström 氏談）

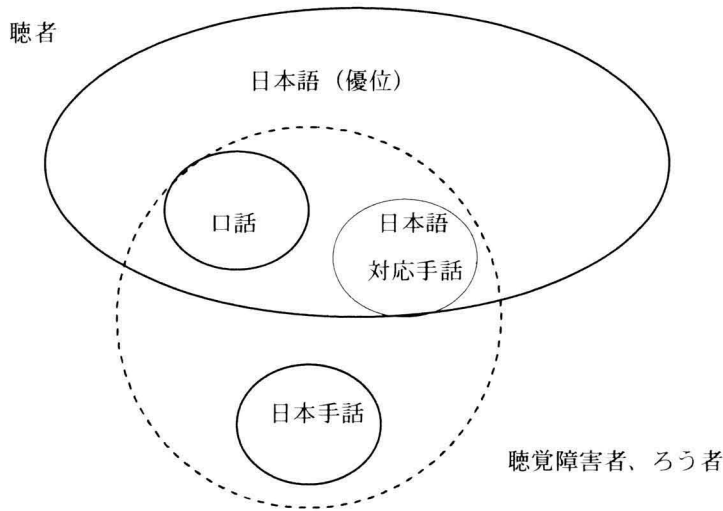
3. 2. 音声言語優越主義と「オーディズム」

前節で述べたことから、図 1 で挙げた言語の間には、音声言語を頂点として図 2 のような序列意識が聴覚障害者の間に浸透していることがわかるのである。これは音声言語優越主義以外の何ものでもない。日本語対应手話はたとえ全く音声を発しない場合においても、それが音声日本語をベースにして成り立っている限りにおいて、日本手話より上位に位置

¹¹ 原文ママ。

付けられて認識されているのである。

図2 聴覚障害者の使用言語の序列イメージ図（古石作成）



この音声言語優越主義は別名「オーディズム (audism)」とも呼ばれる¹²。この用語について木村 (2007a) は、「オーディズム (audism) は、アメリカのろう者の手によって造語された語である。オーディズムに関するウェブサイトもある。よく知られている Feminism や Sexism、Racism よりなじみが薄く、比較的新しい語である」 (p. 89) としつつ、4 種類の定義を紹介している。

オーディズムとは、(1) 個人の能力は聴力と聴者らしい行動に基いて判断されるという考え (Humpheries, 1975)、(2) “聞こえる” ことの支配、再構築、そして訓練をデフ・コミュニティのなかに権威づけようとする事 (Lane, 1992)、(3) 聞こえる能力が優先される社会のこと (Adapted from wellman)、(4) ろう者を音声中心に適用させようとする、言い換えるならば、言語とは人間の象徴であるが、それはあくまで話すものであるという考え、すなわち、音声言語をもたないろう者は十全な意味で人間とはみなされず問題視されること (Bruggemann 1999, and Bahan and Bauman 2000) などを指している。

3. 3. 序列発生メカニズム

ここでは前節で述べた音声言語優越主義 (オーディズム) が表す序列が、どのようなメカニズムで生じるのかについて考えてみたい。

まず考えられるのは、我々の言語にたいする「常識」に起因するものである。例えば一

¹² 筆者は不勉強で 2005 年の学会発表の際にはこの用語を知らず、一貫して「音声言語優越主義」と表現した。

般言語学は信じられないくらい長い間、音声言語しか研究対象として見做してこなかった。そのことに見られるように、「言語は音」であるという考え方は歴史的に強く我々のなかに根付いている。それはまた「話すのは口だという感覚」（神田、前掲書 p. 11）とも結びついている。つまり「音声言語以外は言語ではない」という、我々の素朴理論的先入観に由来するものである。

また、手話には書き言葉がなく、書かれた文法書もつい最近まで存在しなかったという事実も言語としての手話の社会的地位の認知に大きな影響があろう。例えば音声言語であっても無文字言語の場合、言語共同体外部の人間だけではなく、その言語の使用者にとっても客観的なとらえ返しは困難であると言える。従って書記言語のない手話が言語として認知されることは困難であったことは自然の慣わしである。

次に、社会における人間関係のレベルで考察しよう。音声言語優越主義は、まず聴者と聴覚障害者の間の圧倒的な力関係のアンバランスに由来すると言える。一般社会においては前者が数的にも圧倒的にマジョリティであり、聴者とその使用言語には、そのことに由来する「パワー」が付与されるわけである。そしてそのことは、次の引用に見るように、様々な社会制度を通じて流布していくのである。

ろう者は常に聴者に遠慮して生活することを強いられてきたこともあり、聴者の手話である PSJ に遠慮せざるをえない状況があった。まして、(PSJ は) 地方自治体が開催する手話教室で教える手話なので権威をもつのが当然である。(神田、前掲書 p. 35)

もうひとつ便宜的な理由も考えられる。つまり、聴者にとって全く異なる言語構造を持った日本手話より、自らの母語である音声言語に手話単語を付けた日本語対应手話の方が遥かに習得が容易なので、社会的な様々な特権を生かして、ついそちらのほうを採用することになる。また無知からくる差別も考えられる。日本語対应手話とは異なる日本手話の存在を知らない聴者もまだまだ多い。ろう者と関わりをもたないほとんどの人がそうであるといっている。

それから無視できない要因として、国語政策の影響もあろう。それは日本社会の同化主義的体質と明治以来の「国語」政策の浸透による（音声）日本語重視、あるいは日本語以外の言語の軽視である。このことは斉藤（1999）の次の文章によく表現されている。

こどもには手話ではなく、日本語を教えなければならない、というのがろう教育の基本的な考え方だった。いや、そんなことはどこにも書いていないし、議論されたこともない。日本に生まれた以上、だれでも日本語をしゃべれるようになるのは当たり前、人間に生まれた以上声で話すのが当然という暗黙の合意が、手話などもつてのほか、たとえ聞こえない子であっても日本語を身につけなければな

らないという教育方針となつてはるか昔から日本のろう学校には定着していた。

(p. 37)

ここには、「ひとつの国家語」＝音声日本語の定着を強力に押し進めてきたわが国の「ふつう」の人間の代表的な考え方がうまく言い表されている。このようなモノリンガルの発想はろう者の言語だけではなく、アイヌ語や琉球語、そして方言や移住者の言語などの異言語マイノリティに対する全般的な感受性の鈍さとなって現れている。そしてそれは結果として自分と異なる相手に同化を求めることにつながり、意識しない抑圧となっていくのである。こういった体質が音声言語優越主義を促進してきたとも言える。

最後に、以上で述べたような音声言語優越主義がもたらす「日本語話者」への「特権付与」について考えておこう。

言語に序列をつけるということは、その言語の使用者にも同時に序列をつけることにつながる。音声日本語話者を頂点とし、その下に日本語対应手話話者、最も下に日本手話話者が位置付けられるヒエラルキーが成立している可能性は無視できず、聴覚障害者の間にコンフリクトがある理由のひとつはそこにあると考えられる。

また日本語対应手話は「手話」ではなく「日本語」であるという主張は神田（前掲書）によると、難聴者や中途失聴者など一部の聴覚障害者にとって受け入れがたいという。

- ・日本語を母語とする難聴者や晩期中途失聴者にはろう者的手話の獲得は難しく、PSJ や SSS¹³は便利である。（p. 36）
- ・（…こうした実情に対し、）完全なコミュニケーションを求める聴覚障害者はろう者的手話の社会的是認を求めるようになる。ろう者的手話という表現は前提として「聴者的手話」を認めることになるが、それは手話ではない。日本語の変種にすぎないという意味をこめて、自らの手話を「日本手話」と呼ぶ。しかし PSJ が普及し、その恩恵に与る人々にとっては PSJ も手話と信じているので、PSJ は手話ではないという主張は、これまで「ろうあ運動＝手話運動」であった歴史を考えると、自己否定につながってしまうため、とうてい容認できるものではない。聴覚障害者の間でも議論があるゆえんである。（pp. 36-37）

4. おわりに

以上、Haugen の言語計画の枠組みを利用してろう児の教育にかかわる言語選択の問題を位置づけ、その選択に影響を及ぼしている音声言語優勢主義とそれを成立させている要因について考察してきた。ろう者も含めた聴覚障害者の言語使用状況は極めて複雑であり、いわゆる部外者には理解が難しいのであるが、いくらかでも実情を理解する手がかりを提出できたであろうか。

ろう者の手話と音声言語対应手話との対立は、とりもなおさずそれらを使用する人々の

¹³ SSS とは Sign Supported Speech の略で「手話支援発話」と訳されている。（p. 36）

間の対立につながる。しかし3. 1でも述べたが、この現象は日本に特有のものではなく、普遍的な様相を帯びている。2005年3月に訪れたスウェーデンでも、また2007年11月に訪れたニュージーランドでも、わが国と同じ現象がかつてあったことを知った。だがこれらの国々ではその後その対立を見事に乗り越えている。つまり、長い期間にわたって音声言語対应手話の方が社会的にも認められ、その使用者がパワーを持つという状況が続いたが、今ではろう者の言語であるスウェーデン手話やニュージーランド手話が広く認知されているというのである。わが国でも、これらのろう教育の先進国に学ぶことは多いであろう。

またストックホルム大学言語学科のI. Ahlgren教授には大変興味深い事実の指摘を受けた。それは、スウェーデンにおけるろう者とスウェーデン手話の認知は、1970年代の移民の受け入れ態勢の整備、それに続く国内マイノリティの統合政策の整備に続く形で起こったという。つまり、ろう者と彼らの手話の社会的認知が単独で突然なされたわけではなく、社会全体が言語的・文化的少数者を受け入れることを考え始めた文脈で同時に起こったということである。このことはわが国にとり極めて示唆的である。なぜなら、1980年代、90年代から「ニューカマー」といわれる外国からの移住者が急増したわが国では、それ以前から在住していた「オールドカマー」の問題も捉え返されるようになってきた。また最近とみに「多文化共生」とか「異文化理解」ということが叫ばれるようになってきてもいる。言語や文化が異なる人々との共生を模索する姿勢が広がってきているなら、従来のモノリンガル的な発想を乗り越えて、様々な問題解決に向かおうという社会的空気が少しずつできつつあるかもしれない。言語的少数者であるろう児の教育問題も、このような社会的文脈において人々の理解を得て、大きく解決に向かっていくことを期待したい。

参考文献

- 大塚高信・中島文雄（監修）（1982）『新英語学辞典』研究社。
- 神田和幸（1996）「手話学の前提」『基礎からの手話学』（神田・藤野[編著]）福村出版、pp. 9-48.
- 木村晴美（2007a）『日本手話を母語とするろう児の言語形成に関する考察～日本のバイリンガルろう教育の問題点と可能性～』一橋大学大学院言語社会研究科提出修士論文。
- （2007b）『日本手話とろう文化ーろう者はストレンジャー』生活書院。
- 栗原和弘（1996）「ろう学校と手話」『基礎からの手話学』（神田・藤野[編著]）福村出版、pp. 156-172.
- クルマス、F.（1987）：『言語と国家ー言語計画ならびに言語政策の研究ー』（山下公子訳）岩波書店。
- 古石篤子（2004a）「ろう児の母語と言語的人権」『ろう児への言語教育のあり方を求めて』

(佐々木倫子・古石篤子編著) 慶應義塾大学湘南藤沢学会、pp. 16-30.

---- (2004b) 「ろう児の母語と言語的人権」『ろう教育と言語権ーろう児の人権救済
申立の全容』(小嶋勇監修・全国ろう児をもつ親の会編) 明石書店、pp. 47-77.

齊藤道雄 (1999) 『もう一つの手話ーろう者の豊かな世界』 晶文社.

鳥越隆士 (2003) 「スウェーデンにおけるバイリンガルろう教育ーろう学校の教室から」
『バイリンガルろう教育の実践ースウェーデンからの報告』(鳥越隆士・グニラ・
クリスターソン) 全日本ろうあ連盟.

*

Ferguson, C. A. (1959) Diglossia, In *Word* 15, pp. 325-340.

Fishman, J. A. (1967) Bilingualism with and without diglossia; diglossia with
and

without bilingualism, In *Journal of Social Issues*, 23 (2), pp. 29-38.

Haugen, E. (1983) The Implementation of Corpus Planning: Theory and Practice,
In

Cobarrubias, J. & J. A. Fishman (eds.) *Progress in Language Planning*.
Berlin:Mouton, pp. 269-289.